

社会福祉法人昌樹会 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 2月 1日～令和10年 1月31日までの5年間
2. 内容

目標1： 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を50%以上にする
女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和 5年 2月～ 職場における休業者のカバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）・実施

目標2： 育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し、有期契約労働者等へ配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 5年 2月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 5年度～ 制度に関するパンフレットの作成・社内報による全職員への周知

目標3： 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和5年2月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 各年 6月 年度の有給休暇の取得状況を取りまとめ掲示する。